

水 道だより



☆ トピックス ☆

- | | |
|----|--|
| P1 | 令和3年度青森市水道事業の主な事業
令和3年度青森市水道事業会計予算 |
| P2 | 水質管理センターが完成しました
横内浄水場新北系沈殿池が完成しました |
| P3 | 水道水の水質検査について |
| P4 | 給水装置はあなたの財産です
給水装置の工事について
堤川浄水場見学中止のお知らせ |
| P5 | 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに
水源保護区域での事業行為には届出が必要です！ |
| P6 | 水道メーター検針時のお願い
水道料金等のお支払い方法について |
| P7 | 青森市水道事業ホームページをご活用ください
お問い合わせ先一覧 |

～横内浄水場 新北系沈殿池～

本市の水道創設当時の明治42年に完成、供用後100年以上経過し、施設の老朽化が進んでいた「横内浄水場北系沈殿池」が、耐震施設へ更新されました。詳細は2ページで紹介しています。



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

◆ 令和3年(2021年)度青森市水道事業の主な事業 ◆

平成31年3月に策定した「青森市水道経営プラン(2019~2028)」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめています。

1 安定した給水の確保

①漏水対策事業

各種漏水調査を実施し漏水の早期発見に努めます。
 ・配水管調査(漏水探知機による路面音聴調査)
 ・毎戸調査(音聴棒による給水管の漏水音調査)
 ・夜間流量測定調査(調査区域における漏水量調査)

②老朽塩化ビニル給水管改修事業

塩化ビニル給水管の一部をポリエチレン管に改修し、漏水の抜本的解決を図ります。
 (本年度は三内地区及び石江地区)

③天田内10号取水井更新事業

老朽化が著しい天田内配水所の10号取水井を更新します。

2 良質でおいしい水の供給

①配水管整備事業

老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。
 (整備延長 13,060m)

②横内浄水場紫外線・塩素処理棟建設事業

横内浄水場の浄水処理を強化するための紫外線処理設備の設置及び老朽化した塩素処理設備の更新を、合わせて実施します。



「青森市水道経営プラン(2019~2028)」は青森市水道事業ホームページでもご覧いただけます。

3 災害に強い水道の構築

①基幹耐震管路整備事業

大規模地震のとき、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水などの発生を抑えるため、基幹管路の耐震化を図ります。
 (整備延長 1,075m)

②横内浄水場受変電及び非常用発電設備更新事業

老朽化した横内浄水場の受変電及び非常用発電設備を更新し、災害時に備えます。

③災害対策用資機材備蓄事業

災害対策用資機材の効果的な備蓄を図ります。
 (給水タンク 2基、応急給水用スタンド5台、災害用小型発電機2台の更新)

4 経営基盤の強化

①広報活動事業

施策や事業について積極的に情報提供します。
 (「水道だより」発行、PR用ペットボトル水「ブナの雫」製造)

②広域連携の推進

災害訓練の共同開催など、東青地区5市町村による水道事業の広域連携に取り組みます。

5 環境への配慮

○資源リサイクルの推進

浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用します。

◆ 令和3年(2021年)度青森市水道事業会計予算 ◆

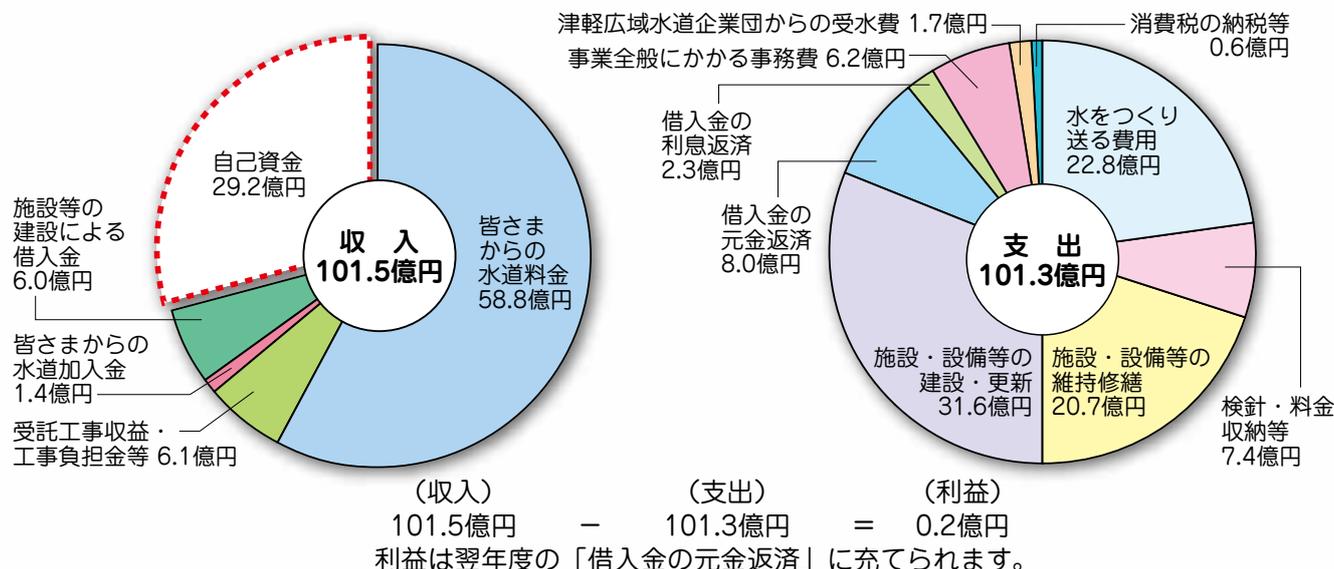
水道事業は、市民の皆さまからの水道料金で運営されています。

近年、水道水の使用量が年々減っているため、水道料金収入も減少していますが、老朽化した施設の更新や災害対策などのため、今後も多額の費用が見込まれています。

このような中、令和3年度の予算規模は前年度に比べ、0.4%増(金額では3,686万円増)の101億2,892万円となりました。

今後も一層効率的な経営を行っていくため、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組んでいきます。

令和3年(2021年)度予算内訳



◆ 水質管理センターが完成しました ◆



● 施設概要・機能

延床面積：997.5㎡

- 機能：①測定室ごとの部屋の圧力制御
 ②吸排気可変風量制御システムの採用
 ③測定者の健康面に配慮した空調システムの採用

● 背景

水道部では、水源から家庭の蛇口までの水質を、理化学的、細菌学的、生物学的試験などにより検査をしています。

これまでの水質試験室は、昭和53年度に横内浄水場管理棟に整備され、すでに41年が経過していました。そのため日常的に使用する薬品等の影響で、給水管等の腐食や空調関係の不具合が著しかったことから、新たに水質管理センターを建設し、本年2月1日から本格的に稼働を開始しました。

● 効果

水質管理センターの完成により、業務の効率化及び分析精度の更なる向上が図られるだけでなく、将来にわたり年々強化される水質基準と市民の皆様のニーズの高まり・多様化に迅速に対応することができるようになりました。

◆ 横内浄水場新北系沈殿池が完成しました ◆



(令和2年12月撮影)

横内浄水場北系沈殿池更新事業は、平成27年度に着手し、平成29年度から令和元年度までの本体工事を経て、本年3月末に機械・電気設備工事が完成しました。

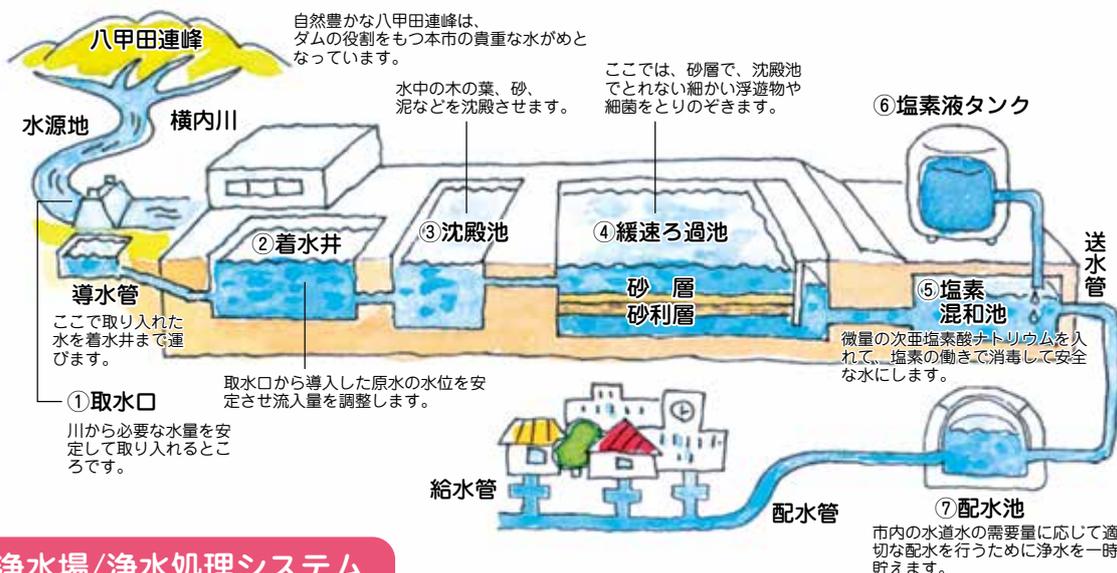
その後、使用開始前の水質検査を行い、6月より運用を開始しました。

● 施設概要

寸法：長さ94.75m×幅17.0m×有効水深3.5m

池数：2池

能力：30,000m³/日



横内浄水場/浄水処理システム

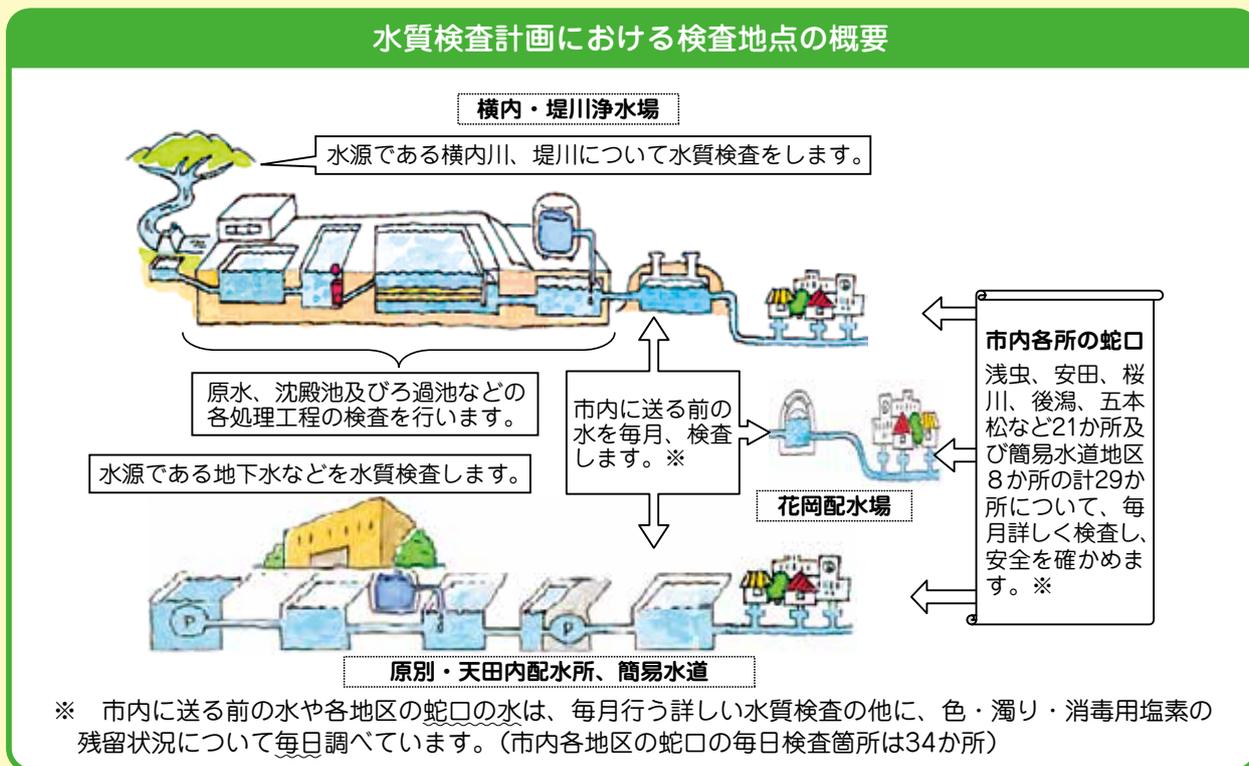
◆ 水道水の水質検査について ◆

令和3年度水質検査計画の概要について

水道事業にはいつでも安全・安心な水道水を安定的にご利用いただけるよう、水道事業の概要、水質の状況、採水地点、水質検査項目及び検査頻度とその方法、並びに信頼性確保のための取り組み内容等について毎年水質検査計画を

策定し、お客様に情報提供を行うことが水道法により義務づけられています。この計画に基づき、高い品質を維持するとともに、水質基準に適合した安全な水道水であることを確認し、効果的・効果的な水質管理を行っています。

水質検査計画における検査地点の概要



シリーズ「水質基準って何？」

シリーズでお届けしている「水質基準って何？」では、前回「硬度」について紹介しましたが、今回「トリハロメタン」について紹介します。

水道水では、消毒に使われている塩素が微量な有機物と反応し、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの4種類が主に生成します。これらを総称して総トリハロメタンといいます。トリハロメタンは健康影響を考慮して基準が設定された項目であり、水道法により下表のとおり水質基準が定められています。

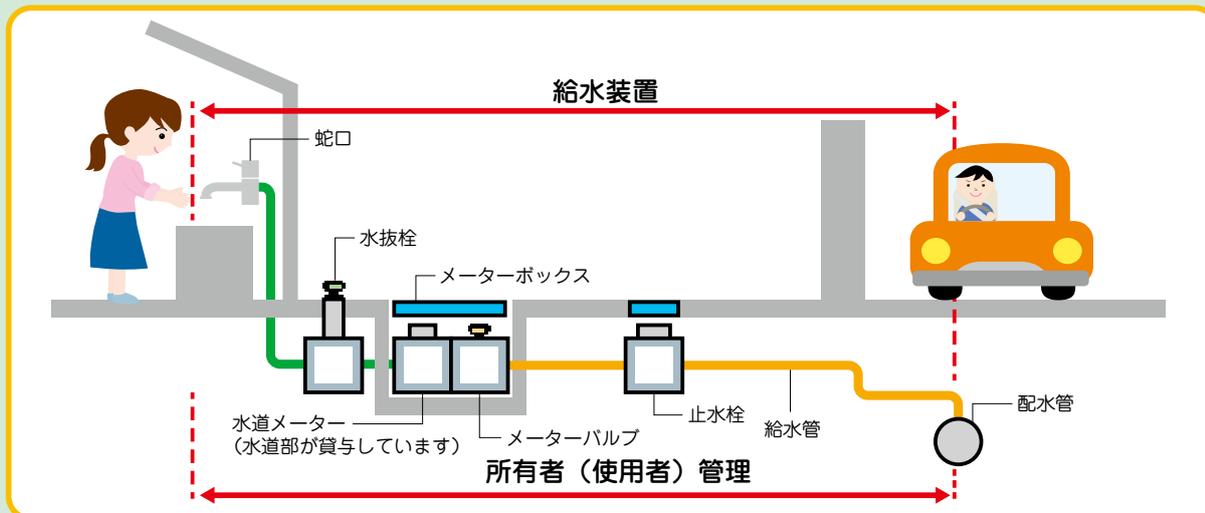
また、トリハロメタンには揮発しやすい性質があるので、沸騰後5分間以上煮沸するとほぼ完全に除去することが出来るということが実験で確認されています。ただし、密閉された容器で煮沸してもトリハロメタンがなくなる可能性があるので、煮沸する際はふたを開け、なるべく蒸気を外へ出すようにしてください。

項目	水質基準
クロロホルム	0.06mg/L以下であること
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること
プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること
プロモホルム	0.09mg/L以下であること
総トリハロメタン(合計量)	0.1mg/L以下であること



横内浄水課水質管理チーム
☎(017)738-6507

◆ 給水装置はあなたの財産です ◆



水道水は、浄水場や配水所でつくられ、配水管を通じて市民の皆さまが引き込む給水管で各ご家庭に届けられます。給水装置とは、ご家庭に引き込まれている給水管とこれに直結する蛇口などの器具を指します。

給水装置はお客様（所有者）の財産です（メーターは除く）ので、装置の維持管理は所有者が行うこととなります。宅地内の漏水等は、原則所有者が工事業者に依頼をして修繕等

を行ってください。

なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅宅地内（配水管から水道メーターまで）で発生し、漏水の原因が給水管の老朽などやむをえないものであれば、水道部が漏水の解消を目的に修繕する場合がありますので、施設課管路維持チームにご相談ください。

施設課管路維持チーム ☎ (017) 777-4255

◆ 給水装置の工事について ◆

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、青森市指定の給水装置工事事業者（指定業者）が行うことになっていますので、必ず指定業者にお申し込みください。

指定業者については、施設課給水装置チームにお問い合わせいただくか、青森市水道事業ホームページに掲載の「青森市指定給水装置工

事事業者地区別一覧表」でご確認ください。

なお、指定業者によっては、見積りに料金がかかる場合がありますので、事前にご確認の上、依頼してください。また、料金も指定業者ごとに異なりますので、十分な説明を受け、ご納得の上、依頼してください。

施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234

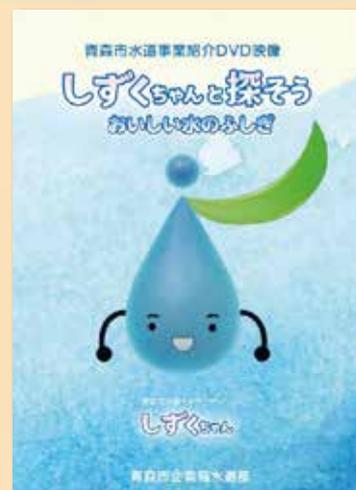
◆ 堤川浄水場見学中止のお知らせ ◆

堤川浄水場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、昨年度に引き続き、本年度も施設見学を中止しています。

なお、水道部製作の「青森市水道事業紹介DVD」を希望する小学校に貸し出していますので、上水道総務課総務チームまでご連絡ください。

また、施設見学の再開については、青森市水道事業ホームページなどでお知らせします。

上水道総務課総務チーム ☎ (017) 734-4201



◆ 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに ◆

基本料金は使用開始日・使用終了日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

転入時の手続き （使用開始の手続き）

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課又は上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き （使用終了の手続き）

次の事項について営業課又は上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎ (017) 734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172) 62-1143

◆ 水源保護区域での事業行為には届出が必要です！ ◆

本市では「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政・市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

このほかに「青森市水道水源保護指導要綱」により、他の水道水源についても保護しています。詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認ください。



〔届出が必要な行為〕

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為
（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為
- 水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為



水源保護区域内で上記の行為を行う場合は、個人、事業者を問わず、全て届出が必要です（一部例外あり）。

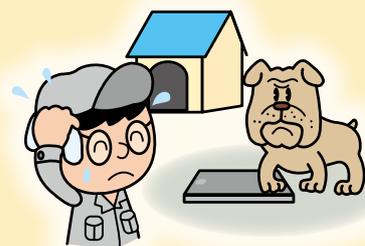
上下水道総務課財産チーム
☎ (017) 734-4201

◆ 水道メーター検針時のお願い ◆

毎月の水道料金等は、検針員が水道メーターにより計量した使用水量をもとに算定します。

検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上には障害となる物（車・積荷など）を置かないように、ご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置して下さるようお願いいたします。



営業課 ☎(017)734-4281・上下水道課 ☎(0172)62-1143

◆ 水道料金等のお支払い方法について ◆

◎納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参の上、納入期限までに指定の納入場所でお支払いください。

【納入期限】 検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

◆指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・上下水道課）です。（詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。）

◎口座振替によるお支払い

以下をご持参の上、金融機関、営業課又は上下水道課の窓口でお申し込みください。

領収書又は使用水量のお知らせ

預貯金通帳

お届け印



又は



【口座振替日】 検針した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

☆ご利用可能な金融機関

青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・みずほ銀行・秋田銀行・岩手銀行・北日本銀行・青森農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

営業課 ☎(017)734-4281・上下水道課 ☎(0172)62-1143

◆ 青森市水道事業ホームページをご活用ください ◆

青森市水道事業ホームページでは、水道料金や水道トラブルの際の案内のほか、皆さまに安全でおいしい水をお届けするための仕組みや事業の紹介など、市民や事業者の皆さまに向けて、さまざまな情報を掲載しています。

必要な情報を随時掲載・更新していますので、水道で不明な点があった際はぜひご確認ください。

HPアドレス：

<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>



水道工事情報はGoogleマップを通して閲覧できます。

【主な掲載内容】

- 水道料金について
- こういう時は？水のトラブル
- 水道利用等に関する手続きについて
- 水道工事について
- 入札・契約の情報
- 水道事業について
- おいしい水を守るために
- おいしい水が届くまで



左記QRコードよりアクセス又は「青森市水道事業」で検索

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など(転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281 (017)734-4202
	料金の確認、支払い・相談 (口座振替・納付書払)		
	★浪岡地区については		
給水装置関係	給水装置の新設・改造、水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	上水道総務課財産チーム	(017)734-4201
水質関係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
	水のにごり、色が気になる場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関すること	下水道管理課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172)62-1159

「水道だより」についてのご意見やご感想などは、青森市企業局水道部上水道総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
 E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp